

第2回鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会

1 日 時 令和7年6月9日(月)9時30分～12時00分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委 員】

公益委員 佐藤委員、道前委員、中野委員

家内労働者代表委員 河村委員、北畑委員、瀬村委員

委託者代表委員 田中委員、西村委員、吉岡委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、中塚賃金室長

清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議 事

(1) 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について

(2) その他

5 資料目次

(1) 男子服 工程別作業時間比較表

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 皆様、おはようございます。定刻より少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただ今から鳥取地方労働審議会令和7年度第2回鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中を御出席いただきありがとうございます。

本日は全員に御出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告させていただきます。

また、本日の専門部会は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いいたします。

○中野部会長 皆様、おはようございます。前回の審議から1か月近くたちましたが、そのときに3つほどお願いした経緯があります。1回目のときに、事務局のほうに要望がありました資料の説明を宜しくお願い致します。

〔資料説明〕

○中野部会長 ありがとうございます。

前回の資料の中の実態調査結果、また、意見収集の標準作業時間のところについて、特に比較表というのをまとめて貰いました。

ただ今の事務局からの説明について、何か意見等ありましたら、御発言をお願いいたします。

(なし)

では、またこれは後で参考にさせていただきながら、標準作業時間等について検討いただきたいと思います。

では、早速、本日、第2回目の審議に入っていきたいと思います。前回お願いしていました新たに設定する品目、削除する品目、それと標準作業時間について、また各品目の工賃について、本日意見を発表していただくようお願いしております。

それぞれの側で意見を言っていただきたいと思います。すぐ意見が出るようでしたら発言していただきますが、時間をそれぞれの側で分かれて協議したいということであれば、その時間を取りますが、どういたしましょうか。

○北畑委員 それぞれで分かれての協議をお願いします。

○中野部会長 どれぐらい時間を取りましょうか。

○北畑委員 20分ぐらいお願いします。

○中野部会長 では、それぞれの側に分かれて、20分間、協議していただきたいと思います。では、20分間休会いたします。

〔各側協議〕

○中野部会長 再開したいと思います。

皆さんの意見をお聞きする前に、一回、公労と、公使で少し時間を取って、今後の進め方についてお話を聞きたいと思います。10分間休会いたします。

〔公益・家内労働者側協議〕

〔公益・委託者側協議〕

○中野部会長 お待たせしました。それでは、再開いたします。

まず、家内労働者側から意見を述べていただけますか。

○北畑委員 家内労働者側の北畑です。宜しくお願いします。

そうしましたら、先ほど御説明いただきました資料ナンバー 1 を使いまして、私どもの考え方を報告させていただきたいと思います。

まず、先ほど御説明いただきました標準作業時間につきましては、こちらで示されている内容が、ほぼ私どもとしても適当であるという考え方になっております。

ただ、3 点ほど、この中で委託者のほうから適正な標準作業時間ではないかということを示されている部分がございます、例えば一番上のそで付け裏まつりが 20 分、見返し 7 mm 星入れが 10 分、下のほうに行きまして、そで裏星入れが 5 分というふうに示されております。私どもの中でも、最初のそで付け裏まつり、標準作業時間が 16 分というふうになっていますが、委託者のほうの標準作業時間が 20 分、委託者の方がこういうような適正な時間を示していただいているということであれば、この 3 点の箇所については、この標準作業時間を適用してもいいのではと考えております。この 3 点をこの標準作業時間に修正した上で、標準作業時間をまずこの内容として確認をさせていただきたい。

それに対して、私どもの考え方は、最低賃金の引上げに基づいて、この金額をそれぞれ一律で検討してみてもどうかというふうに考えております。具体的に申し上げますと、例えば 1 つ目のそで付け裏まつりですが、ここを現在の鳥取県最低賃金 957 円を 60 分で割って、20 分を掛け合わせるという考え方ですが、これに基づいて算出すると 319 円になります。この考え方に基づいて一律、その次から全ての金額を訂正していく、改正していくというような考え方が私どもとしてはふさわしいのではないかと考えています。

○中野部会長 ありがとうございます。

工程については、削除、追加はないということでもいいですか。

○北畑委員 特にないです。

○中野部会長 分かりました。

ほかの委員の方、発言ありますか。

(なし)

では、委託者側の説明をお願いします。

○西村委員 そうしましたら、西村が御説明をさせていただきます。

今回の審議の中で、私どものほうが最低工賃を見直しするということに同意した理由ですが、大きく2つありまして、1つは、物価上昇に伴う実質的な工賃の目減り部分の補填です。これは過去のいろんな状況でも使っている、もし物価が上がるのであれば、お金の価値が減っているので、その分は補填しましょうねという考え方です。

もう一つ、こちらのほうが大きなテーマでして、人材の確保ということで、新しい職人さんにもっとこちらの仕事に就いていただきたいという気持ちと、今請け負っていた方々に長く仕事に従事していただいて、離職者を削減したいという考えがあります。

どちらかというと、この2つ目のほうの案件が、委託者としては非常に危惧しているところがございますので、こちらにスポットライトを当てて検討したところです。

見直しの方法については、項目の改廃や、時間の見直しは基本的になしというところで、現行のものをそのまま使わせていただいたところで対応したいと思っております。

見直しの内容としては、一律に5%程度のアップということで対応したいと考えております。

先ほど、最低工賃との比較で、計算のし直しでそれに近づけていくというお話もあったのですが、我々としては、それぞれの項目について、当然複雑な項目は工賃が高くなっていて、そうじゃない項目については工賃が安くなっていて、お願いをするときには、例えば1着幾らということ、いろんな工程が複雑に絡み合ったところで幾ら払うという形になっています。

それは割のいい工賃もあれば、割の悪い工賃もあるのですが、出来上がってみれば957円に近い数字になっているという考え方があると思うわけです。当然作業工程は違うわけですから、それをみんな同じ一律の工賃で合わせていくという考え方は少し無理があるのではないかと考えています。全ての工程について一律5%上がると、自動的に全体として5%上がるということになります。

そこで考えないといけないのは、先ほどの離職者の削減のところですが、一般的に最低賃金を上げると、ボトムは上がるのですが、上のほうは上がらないという実態があるので、我々の考え方からすると、ボトムだけ上げるのではなくて、工賃の高い人も5%上げたいというふうに思っています。全体として5%上げるという原資を確保しようとする、こんな感じの数字が限界でないかということでございます。安い人だけを上げるというやり方だと、先ほどの離職はとても防ぐことができないだろうなというところ

るでございます。

現実には、最低賃金のほうは、もうここ数年で10%以上ぐらい上がっているのだと思いますが、全員の給料が10%上がっているかということそうでは決してなくて、鳥取県内の平均年収に照らし合わせても、5%程度というのは、特段見劣りがするものではないだろうなというふうに思っておりますので、数字としてはそういった部分を提示させていただけたらということです。

○中野部会長 ありがとうございます。

委託者側で、ほかの委員の方から意見がありましたら伺いますけど、ありますか。

○吉岡委員 957円の最低賃金から、例えば60分の20という考え方ですと、これは957円が上がれば、また自動的に上がるということですか。

○北畑委員 はい。考え方としてはそのとおりです。最低賃金に合わせて、最低工賃は十分に最低賃金を意識した形にするというふうに示されていますので、そのような考え方を持っています。

○吉岡委員 そうなりますと、今までの家内労働と、それから会社に出ていく業務形態というのと、根本的な考え方を精査する必要があると思います。ですから、そこをベースにして考えるというのは一見合理的に見えるのですが、根本的な考え方をどうするかということから議論が必要になってくると思います。

会社に出勤する人は初心者であっても、とにかく時間の拘束ということで賃金が払われるのと、家内でお仕事される方は、出来高という考え方でやっておりますので、そこをどういうふうに考えるのかということを議論する必要があると思います。

○中野部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにありますか。委託者側、家内労働者側、いいですか。

(なし)

では、今、家内労働者側と委託者側、それぞれの意見、作業時間等について意見を伺いましたが、おおむねまず工程についての変更というのは双方とも現状のままでよいという認識になっていると思います。

もう一方、作業時間については、家内労働者側から、委託者側が適正な標準作業時間としている3項目、そで付け裏まつり、見返し7mm星入れ、そで裏星入れについては改定したほうがいいのではないかというような意見が出ています。ここは今後の、検討事項かなと思います。

最後、３番目、工賃ですが、家内労働者側と委託者側の今のところのそれぞれの主張では、金額的にも大きな乖離があると思いますので、その辺りをお互に、皆さんの共通認識としてどれくらい今離れるかというのを見ていきたいと思います。

事務局のほうで、今の家内労働者側、委託者側の主張を取り入れた場合の工賃って、どれくらいになるのか示せるような準備ができますか。

○中塚賃金室長 本日、モニターを用意しておりまして、第１回専門部会の資料をお持ちでしたら、資料ナンバー１０に工賃、それぞれの工程の最低工賃額と、１時間換算額というものが記載されていると思いますので、これを利用しまして、今、家内労働者側のほうから９５７円という発言がございましたが、９５７円にした場合の工賃額であるとか、委託者のほうから５％程度ということでお話しいただいたと思いますので、５％にした場合の工賃額が幾らになるかといった表をモニターで映す準備をしております。

○中野部会長 ありがとうございます。

では、事務局のほうに準備をしていただいて、主張の中での金額がどれくらいになるかを皆さんで確認していきたいと思います。

少し時間を取って、準備のほうを進めてください。１０分程度休会といたします。

〔事務局準備〕

○中野部会長 では、再開したいと思います、今お手元のほうに、先ほど家内労働者側、委託者側からの主張に基づいた工賃額の表が提示されています。これについて、事務局のほうで簡単に説明していただけますか。

〔資料説明〕

○中野部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、男子服の最低工賃で、現状のままの標準作業時間、１枚目のものを見ていただいて、それぞれ意見がある方は発言いただきたいと思います。

○道前委員 具体的な金額の前に、家内労働者側委員にお伺いしたいのですが、私は時間拘束ということを最初考えていて、今の内職の工賃の半分以下だと思っていたのですが、先ほど吉岡委員が言われた、事業所に行って、そこで時間が拘束される、指揮命令の下で、きちんと内容を示されて拘束されるというのと、出来高払いとは、そもそもの考え方自体が違うということで、時間拘束ということでは整理し切れない。最低賃金を考えるときの勤務内容が、自宅で、自分のペースで、指揮命令下にはなく、自分のペースで時間的な配分も自分で自由に出来るというのは、そもそもの事業所でその時間を

拘束されながら働くというのは給与、対価の考え方も違うのではないかと思います。

家内労働者側が最低賃金を持ってこられたということは、やはり時間拘束で考えられたのだと思いますが、事業所に勤務するのと、自宅で自分のペースで指揮命令下とは違うところで勤務するのとは、基本的な考え方が違うのではないかと改めて思いました。

家内労働者側が、今、最低賃金を持ってこられるのは、根拠としてどういう考えなのか、もっと具体的に御説明いただけたらと思うので、お願いします。

○中野部会長 家内労働者側委員の方、お願いできますか。

○河村委員 家内労働者側の河村です。道前委員からの御質問ということですが、そもそも事業所に入って時間を拘束された状態での例えば957円というところでいけば、実際には実作業に加わっていない部分を含んだ957円であって、当然作業をしている、その作業をして、例えば移動したみたいなのところも含んだ上の時給換算という話になります。

それに比べて、例えば家内労働の場合は、これあくまでも実作業ですから、例えばそれで付け裏まつりが16分であれば、16分という作業時間は、これは拘束されているのです。実際に20分かかったとしても16分でしか賃金はもらえないわけです。

その16分を、例えば作業を2つやるとして、その作業の間に少しお茶を飲みました、1分、2分お茶を飲みました。その部分はこの工賃には入らないわけです。

極端な話、事業所にいる場合は、同じ作業で、それで付け裏まつりを例えば1着やりました。その間に、ないかもしれませんが、1分、2分お茶を飲みました。そこも時給換算に入るわけです。1時間当たり、作業に対して賃金が払われるのではなくて、雇用される場合は時間に対して957円が払われるわけです。家内労働の場合は実作業した時間に対して払われるわけですから、どちらかというと厳しいのは家内労働のほうが厳しいですよ。

○道前委員 言われることは分かりますが、やはり違うような気がします。事業所で働く、その間の休憩時間というのは、建前だけど省いて労働時間として捉えています。家内労働の場合には、休憩時間が省かれていると言いますが、確かに移動時間とかお茶を飲む時間はみんな離れて、その密度が濃いのは濃いということは分かりますが、それと比べて事業所のほうは密度が薄いから、せめてその密度の薄い事業所で働くやつと同じぐらいまでということを言われているわけですよね。

○河村委員 根本的にその密度の違いは、少し極端な例だと思ってください。

雇われているケースでも、例えば8時間なら8時間を仕事の作業として費やしている時間に対して、最低賃金でいけば957円が支払われているわけじゃないですか。

同じように、家内労働も作業的に1時間ちょうどにはならないですが、標準作業時間をベースとして考えたときに、確かにトータルの8時間の拘束時間としてはないにしても、例えば8時間になるようにこの工程を全て埋め込んだとすれば、そこと雇われている人との違いは何があるのでしょうか。

○道前委員 やはり家内労働の場合は、さきほど吉岡委員が言われた出来高払い、どれだけのものを自分のペースでどれくらいこなすかということであって、事業所で拘束される時間労働というのは、違うとしか言いようがないので、それを拘束されている時間ということで同じにするというのは、さきほど吉岡委員が言われた出来高払いと拘束時間の大きな違いがある、もとのところが大きく違うという、その違いを吉岡委員は認識されていますが、家内労働者側は少なくとも認識されていないということですよ。

○中野部会長 委託者側の田中委員お願いします。

○田中委員 今の話でいくと、あくまで事業者と雇用者というところがあって、会社に来ていただいて、工場とか会社に来ていただいてその時間拘束しているわけですよ。当然、休憩時間を含めて、先ほどの飲物を含めて、実は、今、いろんな働き方があって、例えば家でテレワークとかという考え方もありますが、あれも実際会社としては拘束していることになります。当然成果を求めますし、時間もきちんと管理をしていただいて、これだけやりました、これができましたというところをきちっと出していただいて、成果物をもたらしているというところで行くと、今のこの家内労働者というのは、あくまで事業者の一環だと思います。働いてもらっている雇用者ではなくて事業者です。会社として、事業を委託している部類になると思うので、雇用者と事業者の違いというのは出てくると思います。

先ほどの休憩で水を飲んでいる時間、そういうところまで入ってしまうところ、ここは今までもグレーというか、ファジーな部分で対応しているので、もしそれを、そこまでされたいということであるならば、やはり会社としてこの人たちを管理しなければならない。当然お金を払うわけですから、きちんと時間で出してもらわないといけなくなります。これだけ金額も乖離してくる中で、その辺どういうふうと考えられますか。

○河村委員 道前委員からの質問も含めてですが、あくまでもこれを標準作業時間とし

て組んでいるわけじゃないですか。例えば完全出来高制ということであれば、この標準作業時間は要らないですよ。1着できたら幾らですから。そういう決め方になっていないですよ。だから標準作業時間という概念が出てきているわけです。だからこそ、我々としては、単価に設定する上で根拠になるのは最低賃金の時給の部分、957円のところをその標準作業時間として割って、その割合を出していけば、その作業に当たる工賃というのが出せるのではないかという、そういうロジックです。

したがって、結局、標準作業時間が重要だと言いつけているのは、そこです。もし、仮にここに標準作業時間という概念がないのであれば、1着この作業を幾らということであれば、また考え方は違うと思います。

○中野部会長 ありがとうございます。吉岡委員、発言がありますか。

○吉岡委員 標準作業時間のことおっしゃいましたが、そもそも、この今日審議すべき目的というものが、根本的に違うように思います。ですので、これは例えば当社の支払い状況云々ということではなくて、鳥取県としてどのように変えていくのかということ審議するための集まりなので、それで全国的にどうかという標準作業時間というのがあると思います。もっと根本的な考え方を変えていこうよというのでしたら、これはもっと時間をかけて、ここだけではない、もっと広い範囲での調査が必要になってくる問題ではないかと思います。ですから、おっしゃったような、例えば16分じゃない、20分かかるのではないかと、そういう問題ではなくて、根本的な考え方をどうするかということだと思うのです。我々は、例えば最低賃金にしても、好むと好まざるにかかわらず、もう国がこれだけ上げてくださいと言え、初心者だろうが、とにかく最低賃金は払わなくては行けない。研修で、勉強してもらうためにも最低賃金は払わなくては行けない。それと、根本的に家内でお仕事をしていただく方で、その技能を使って助けていただくというのでは、姿勢は違うよということなので、これはここで話し合えないと思うのですが、いかがでしょうか。

○中野部会長 ありがとうございます。

○佐藤委員 家内労働者側と委託者側の双方にお聞きします。

この家内労働者というのは、委託者の指揮命令下にあるとお考えなのかどうなのかというのを、双方からお話をお聞かせ願いたいと思います。

では、家内労働者側からお願いします。

○河村委員 教科書的な答えをすればいいです。ただし、完全には言い切れない

と思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。

では、委託者側、お願いします。

○西村委員 発注する側には納期というのがあると思いますので、そういう意味でいうと、その点についての拘束はあるだろうなと思います。来週までに作ってくださいといった。ただ、それを今日やるのか、明日やるのか、一週間かけてやるのかは御本人次第ということがあるので、細かく言うとないだろうなと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。

これをなぜ聞いたかということ、それは、家内労働者側が御主張されている最低賃金の額というものを今回基準に考えられているということですけど、それについての妥当性を公益委員の側で考えるに当たって、今の御意見をお聞きしました。ありがとうございます。

○西村委員 加えて、法律のところも確認しておきたいのですが、前に頂いた資料の中に、家内労働法の法律が資料ナンバー５に載ってしまして、第１３条のところ、最低工賃はというところで始まるのですが、少し中身を飛ばすと、最低工賃は最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないと書いてあります。

最低工賃は、これは逆に言うと、うちのほうから言うと立場が悪い話ではあるのですが、均衡を考慮して定めなければならない、これ当然だと思います。かけ離れているとおかしいと思うというのは理解できるのですが、逆に一致しないといけないとは書いてないわけですね。あくまで考慮して判断しなさいよということなので、全体としてのバランスを見ながら、働き方も違うのですよということも考慮しながら考えればいいというふうに私は受け止めているので、決して、もちろん理想は一致するというのが考え方としてもシンプルですし、いいのかもしれませんが、法律もそこまでは書いていないということも御考慮いただきたいなと思いました。

○中野部会長 ありがとうございます。何か意見ありますか。

○河村委員 西村委員がおっしゃったところ、同じように思っています。結局、そこを考慮しているのが標準作業時間なんじゃないかなというふうに思っていて、当然、拘束をされている状態というのは、結局１時間当たりということでの換算をされるわけですね。ただ、家内労働の場合は、標準作業時間という設定はあるのですが、実際はその作業を何時間でやろうが、別にそこに拘束はされないですね。ということを考えてす

ると、標準作業時間で換算をするというところが、言えば最低賃金の時給換算をしたもの、そこに準ずる、いわゆる考慮して決定しなければいけないというところの意味合いはその部分なんじゃないかなというふうに私は捉えています。

○中野部会長 ありがとうございます。

一応、あまりにもかけ離れているので、そのところをそれぞれの主張をされているのですが、一回、公益側と家内労働者側、委託者側で協議の時間を取りたいと思います。それぞれの主張をもう一回整理して聞きたいと思いますので、その間、休会といたします。

〔公益・家内労働者側協議〕

〔公益・委託者側協議〕

○中野部会長 お待たせしました。審議を再開いたします。

先ほど、公側と、家内労働者側と委託者側、それぞれと意見交換をいたしました。その中で、今、すごくそれぞれの主張が離れているので、公益として一応提案をさせていただきました。それについて、次回また考えてきて、それぞれの意見を言っていただきたいなと思います。公益側といたしましては、平成27年度の最低賃金額が693円ですが、それが現在957円ということで、最低賃金の上昇率が約38%というところを根拠にしまして、38%の工賃額というのをそれぞれの品目について提案したいと思いますので、それについて双方が考えていただいて、次回、意見を言っていただきたいと思います。

それと、あともう一つは、家内労働者側から意見がありました標準作業時間の3つの時間について、委託者側から標準作業時間について、意見をいただきたいと思っていますので、次回、どうぞ宜しくお願いいたします。

では、これをもちまして第2回最低工賃の審議会を終了いたします。皆さん、活発な意見交換、どうもありがとうございました。